

島根県消費生活条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

国の法令に基づく立入検査等の際に、地方公共団体職員が携帯する身分証明書については、立入検査の根拠規定ごとに異なる様式が定められており、発行事務の負担が大きいことから、様式の統合について検討されてきた。

その結果、令和3年10月22日に省令等が公布、施行され、統合様式を用いて1枚の身分証明書にまとめることができるようになった。

さらに、地方公共団体の条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、統合様式を用いて身分証明書を作成しても差し支えないこととされたことから、島根県消費生活条例施行規則第26条に規定する身分証明書（様式第8号）について改正を行う。

2 改正内容

別添のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日

（第1面）

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真	
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
	年 月 日交付		
	年 月 日限り有効		
島根県知事		印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第8号(第26条関係)
(表面)

(写 真)	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、島根県消費生活条例(平成17年島根県条例第47号)第37条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行 島根県知事 印	

(裏面)

島根県消費生活条例(平成17年島根県条例第47号)抜すい
(危害に関する調査)

第10条 知事は、事業者の供給する商品等が、消費者の生命、身体又は財産に関し、安全性に疑いがあると認めるときは、当該商品等の製造、加工、販売等に関し、当該事業者から資料の提出を求め、又は説明を聴くとともに調査を行うものとする。

(不当な取引行為に関する調査)

第18条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品等の取引の実態等について必要な調査を行うことができる。

(特別生活関連物資の指定等)

第22条 [略]

2 知事は、[略] 特別生活関連物資 [略] について、供給不足又は価格の上昇の原因に関し、直ちに調査を行うものとする。

(立入検査等)

第37条 知事は、第10条第1項、第18条又は第22条第2項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業所、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査又は質問を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 大きさは縦6センチメートル、横9センチメートルとし、はり付ける写真は縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

